

「知って得する?」社労士の独り言 第25回

5月1日から個人番号の届出が必須となる雇用保険手続

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

平成30年5月以降、個人番号が必要な届出等に個人番号の記載または個人番号登録・変更届の添付がない場合には、事業主に返戻されることになりました。返戻された場合は、個人番号を記載または個人番号登録・変更届を添付の上、再提出することとなります。

「雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします」のリーフレットも公開されています。具体的には、1. 個人番号の記載が必要な届出等および2. 個人番号の記載欄が無く個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等とその取り扱いを以下にまとめます。

1. 個人番号の記載が必要な届出等は次のとおりです。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請（初回）
- ④育児休業給付支給申請（初回）
- ⑤介護休業給付支給申請

【既にハローワークに個人番号を届け出ている場合について】

①～⑤について、個人番号の届出は、原則は届出等の都度個人番号を記載することとなっていますが、既に、個人番号を届け出ている場合は、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載することで、個人番号の記載が省略できます。ただし、「マイナンバー届出済」と記載がある場合でも、実際に届出がされていない場合は返戻されます。

2. 個人番号の記載欄が無く個人番号が未届けの場合に、個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等は次のとおりです。

- ⑥雇用保険被保険者転勤届
- ⑦雇用継続交流採用終了届
- ⑧高年齢雇用継続給付支給申請（2回目以降）
- ⑨育児休業給付支給申請（2回目以降）

【既にハローワークに個人番号を届け出ている場合について】

個人番号記載欄がない届出等は、「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者の個人番号が未届の場合には返戻されますので、個人番号登録・変更届を添付して提出します。

※個人番号記載欄がない届出等は、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届により個人番号の登録を行うことが可能です。

上記1. および2. の届出を電子申請により行う場合は、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載を行うとされています。

<個人番号登録の有無の確認方法>

ハローワークに個人番号を登録したかを調べる方法として、管轄のハローワークから「事業所別被保険者台帳」を取り寄せることで確認できます。「事業所別被保険者台帳」とは、雇用保険の取得・喪失の手続きを行った被保険者の、被保険者番号、氏名、生年月日、資格取得日等が記載されたものです。以前は、個人番号に関する記載がありませんでしたが、現在は、個人番号を届出した被保険者には「(記録有)」の記載がされています。

個人番号の届出は、各種届出等の際に行うことが原則になっています。届出等と併せ、または事前に個人番号登録・変更届により個人番号の登録を行うことも可能とされています。個人番号の利用を管理されていると思いますが、個人番号流出の危険を回避するため、確認を行いたい場合は「事業所別被保険者台帳」の利用も一つの方法ではないでしょうか。

「雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします」のリーフレットはこちらからダウンロードしてください。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouseiteikyoku/20180309hoken_8.pdf